

中標津町自治基本条例見直しに関する答申書

平成29年2月

中標津町自治推進会議

1 はじめに

中標津町自治基本条例は、平成12年の地方分権一括法施行により、国と地方の関係が「上下・主従」から「対等・協力」の関係に転換されたことから、地方分権社会に対応し自己責任、自己決定及び協働による行政運営を進めるためのルールとして、町民の役割、議会及び行政の役割・責務を明確にするとともに、自治の基本原則が「情報共有」「町民参加」「協働」と明らかにした町の憲法というべき「最高規範」として平成24年4月に施行されました。

2 中標津町自治基本条例の見直しの必要性

本条例第37条に条例の見直しは、施行の日から起算して5年を超えない期間ごとに行うことと規定されていることから平成28年10月に諮問を受け、見直しの必要性について検討を行いました。

中標津町自治推進会議は、平成24年10月に設置され公募委員を含め14名で構成し、各委員の専門分野からの視点により、本条例第38条に規定されている「町民参加の状況」及び「条例の運用状況」の検証等を行ってきたところであります。

本条例の見直しの必要性については、これらの検証等の結果を踏まえて検討いたしました。

検討の結果、本条例の制定にあたっては、町民・議会・行政が一体となり約2年半という長期間の議論を重ね決められた条文であること、及び条例施行以降においては社会経済情勢の大きな変化や上位法の改正等によって影響を受ける条項がないことから、特に修正、変更の必要はないという結論といたしました。

ただし、以下については中標津町自治基本条例の更なる推進に向けて、取り組むべき課題として意見いたします。

（1）自治の基本原則である「情報共有」「町民参加」「協働」の推進

①情報共有

町は広報誌やホームページ等により、行政情報等の発信を行っているところですが、全ての町民に行き渡っていないと推察されます。

近年においては、防風雪や台風等による自然災害が多く発生していることか

ら、情報提供及び情報共有が重要となっています。

そのためには、町民自らが積極的に情報を発信・収集することが必要であります。

さらに、町民が必要とする情報を共有しやすくなるような方法を検討し、あわせて町内会等関係団体との連携強化の取り組みによる情報共有が必要と考えます。

②町民参加

条例で規定されている町民参加方法の一つである町民意見募集制度（パブリックコメント）については、年に数件実施されておりますが、意見提出が少ない、又は皆無の案件が多いことから、意見募集の方法の見直しが必要と思われます。

また、町民が参加できる機会については、広く周知を行い参加しやすい手法・場所・日時にすることが必要と思われます。

③協働

学校・企業・団体等による環境整備等の社会貢献活動が広がっています。安全・安心なまちづくりを更に推進するために、地域の課題について話し合うなど、町民との連携の強化が必要と思われます。

（２）中標津町自治基本条例を多くの町民に浸透させる取り組み

今年の中標津町自治基本条例施行から５年目を迎えたことから、条例の周知を目的として、『町民と自治について考えるイベント』を中標津町自治推進会議が中心となって開催いたしました。

このイベントは、町民が自由に参加して意見交換等を行ったところですが、参加された方の中には、条例のことを知らないといった意見がありましたので、町民に広く浸透する取り組みを検討する必要があります。